

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく経営健全化計画の実施状況（県内市町村等分）について

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「健全化法」という。）が平成 21 年 4 月 1 日より全面施行され、資金不足比率^(※1)が経営健全化基準（20%）以上である公営企業については、経営健全化計画を定めることが義務付けられました。
- 本県では、平成 20 年度決算において白浜町下水道事業特別会計及び串本町国民宿舎事業会計の 2 会計が経営健全化基準以上となったことから、平成 21 年度にそれぞれ経営健全化計画を定め、健全化に向けた取組を行っているところです（※2）。
- 今回、平成 21 年度決算を踏まえた計画の実施状況について、白浜町及び串本町から報告がありましたので、健全化法第 24 条において準用する同法第 6 条第 2 項の規定（※3）に基づき、その概要を公表します。

《経営健全化計画の実施状況の概要》

① 白浜町 下水道事業特別会計（計画期間：平成 21～23 年度）

	20 年度	21 年度	
	実績値	計画値	実績値
資金不足比率	355.2%	78.1%	49.2%

町広報誌やコミュニティラジオ放送を利用した啓発活動、接続普及促進員を中心とした戸別訪問の実施等により接続率が向上（平成 20 年度末 57.4%→平成 21 年度末 61.1%）。また、職員を最小限度に抑える等経費削減にも取り組み、資金不足比率は平成 21 年度計画値を達成しました。

② 串本町 国民宿舎事業会計（計画期間：平成 21～28 年度）

	20 年度	21 年度	
	実績値	計画値	実績値
資金不足比率	194.1%	175.1%	212.7%

計画どおり一般会計から繰入を行ったことにより、資金不足額は減少した（平成 20 年度末 162,797 千円→平成 21 年度末 141,721 千円）ものの、資金不足比率の分母にあたる営業収益が減少したことにより、資金不足比率は平成 21 年度計画値に及びませんでした。

※ 実施状況の詳細については、別添をご参照ください。

※ 白浜、串本両町のホームページにおいても計画及び実施状況が掲載されておりますので、ご参照ください。

【白浜町】

http://www.town.shirahama.wakayama.jp/jyugesuidou/gesuido_kenzenka.html

【串本町】

http://www.town.kushimoto.wakayama.jp/contents-data/sosiki/keieikenzenkak_eikaku.htm

(※1) 資金不足比率とは、当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(※2) 全国では21年度において、42団体、53公営企業会計（うち下水道事業：5会計、観光施設事業：12会計）が経営健全化計画を策定しています。

(※3) 健全化法（抄）

第24条 第5条から第7条までの規定は、経営健全化計画について準用する。この場合において、第6条第1項並びに第7条第1項及び第4項中「財政健全化団体」とあるのは「経営健全化団体」と、同条第1項中「財政の早期健全化」とあるのは「公営企業の経営の健全化」と読み替えるものとする。

第6条 財政健全化計画を定めている地方公共団体（以下「財政健全化団体」という。）の長は、毎年9月30日までに、前年度における決算との関係を明らかにした財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、かつ、これを公表するとともに、都道府県及び指定都市の長にあっては総務大臣に、市町村及び特別区の長にあっては都道府県知事に当該財政健全化計画の実施状況を報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その要旨を総務大臣に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、毎年度、前項前段の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

3 総務大臣は、毎年度、第1項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。